

令和4年7月7日
障 害 福 祉 部
障 害 施 策 推 進 課

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例（案）の検討状況について

1 主旨

障害者の地域生活の支援や意思疎通手段等の保障を行い、障害理解の促進や障害者差別の解消を進め、地域共生社会を実現するために必要な施策展開の基礎となる条例の制定に向け、障害当事者や家族、障害者団体、区議会、専門家会議等から意見をいただき、また、シンポジウムの実施、パブリックコメント募集を行い、条例内容について検討を重ねてきた。

この度、区では、心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況や状態にある区民が、互いの多様性を尊重し、異なる価値観を認め合い、共に暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会を実現するため、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を制定する。

パブリックコメント等を踏まえた条例（案）の検討状況について以下の通り報告する。

2 これまでの経過

令和3年2月 7日 福祉保健常任委員会に検討状況を報告

4年5月26日 福祉保健常任委員会に条例素案を報告

5月27日 シンポジウム開催

「障害理解を促進し、地域共生社会の実現を目指すせたがやシンポジウム～地域共生社会の実現を目指して、今私ができること～」

5月31日

～6月21日 区民意見募集（パブリックコメント）

3 条例（案）について

別紙1、2を参照。

なお、専門家会議等から、条例の前文のような位置に当事者の思いや議論の経過を入れてはどうかとの意見をいただいたが、その後の検討において、前文には、条文との整合性を考慮し、法令や区の取り組みの経緯等について記載することとなった。このため、当事者の思いや議論の経過、手話言語の考え方について、条例施行時の区民周知用パンフレットに説明を記載することを検討している。

4 区民からの主な意見（パブリックコメントの結果）

条例素案について、5月31日から6月21日までパブリックコメントを募集したところ、区のホームページやハガキ等による意見提出があり、これらによる提出が難しい方からは直接お話しを伺った。

詳細は別紙3を参照。

(1) 意見提出件数

137件

(2) 内容

1件の意見に複数の内容が含まれている場合があり、整理・分類後の件数は266件であった（6月22日時点）。分類については今後さらに精査する。

条例素案に関する こと	既存の制度や現状に 関すること	その他	合計
208件	42件	16件	266件

(3) 代表的な意見と区の考え方

意見	区の考え方
<p>№. 79</p> <p>第2条の定義部分で、<u>障害の社会モデル</u>の説明を加える必要があると思います。社会が障害を生み出しているという社会モデルは、まだ世間では一般的に認知されておらず、医学モデルの考え方が浸透しています。また、第3条以降、社会モデルが条文に明記されているため、社会モデルの定義を先に示しておく必要があると考えられます。</p>	<p>第2条について、社会モデルの定義の追記を検討していく。</p>
<p>№. 97</p> <p>第3条（基本理念）では<u>性の多様性</u>の記載がありますが、第8条（合理的配慮）では「性別」のみが記載され、「性的指向」や「性自認」が記載されていませんので、記載すべきだと思います。</p>	<p>第8条について、性の多様性に関する条文への追記を検討していく。</p>
<p>№. 123</p> <p>「前文」には、区が本条例を国連の「<u>障害者の権利に関する条約</u>」（<u>障害者権利条約</u>）の理念を実現するために制定することを明記してください。</p>	<p>前文には「障害者の権利に関する条約」の考え方や、条約発効からの法制度の整備の流れについて、記載する予定。</p>

5 条例を踏まえた施策展開の例

本条例は今後の障害施策展開の基礎（土台）をなすものであり、令和6～8年度のせたがやノーマライゼーションプラン（世田谷区障害者計画、世田谷区障害福祉計画、世田谷区障害児福祉計画）の策定においては、条例で定める理念と施策の方向性を反映させていく必要がある。

条例に基づき、障害者の暮らしを支え、さまざまな課題解決のために引き続き取り組むとともに、地域共生社会の実現に向けて必要とされる施策や拡充すべき施策を検討、実施していく（調整中）。

6 今後のスケジュール（予定）

令和4年7月	障害者施策推進協議会、地域保健福祉審議会
9月	福祉保健常任委員会 第3回区議会定例会に条例（案）を提案
令和5年1月	条例施行